

米沢市家屋等の安全管理に関する条例

(最終改正 平成27年12月21日)

(目的)

第1条 この条例は、家屋等が危険な状態となることで第三者に被害が及ぶこと又はその者の財産の価値が失われることを未然に防止するため、家屋等の安全管理に関する事項を定め、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家屋等 本市の区域内に所在する建物その他の工作物をいう。
- (2) 危険な状態 積雪や強風の影響によって家屋等が倒壊し、又は家屋等の建築材等が飛散し、若しくは剥落することにより、第三者の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態をいう。
- (3) 所有者等 家屋等の所有者、管理者、相続人又は相続財産の管理人をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、家屋等が危険な状態とならないよう自己の責任において家屋等を管理しなければならない。

(実態調査)

第4条 市長は、家屋等が危険な状態にあると認めるときは、当該家屋等の状態及び所有者等の所在を調査（以下「実態調査」という。）することができる。

(立入調査)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、本市の職員に当該家屋等若しくはその敷地その他必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は質問をさせることができる。

- 2 前項に規定する調査（以下「立入調査」という。）又は質問をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(応急措置)

第6条 市長は、家屋等が危険な状態にあり、その程度が進むことを防止する措置が必要であつて、かつ、当該措置に緊急性があると認めるときは、家屋等を管理するために必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、応急措置を講じようとするとき及びこれを講じたときは、その内容を所有者等に通知するものとする。

3 市長は、応急措置を講じようとする場合及びこれを講じた場合において、所有者等を過失なくして確知することができないときは、応急措置の内容を公示するものとする。

4 市長は、応急措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(相続財産の管理人の選任の申立て)

第7条 市長は、家屋等の相続人のあることが明らかでない場合であつて、当該家屋等の相続財産の管理人を選任することが公益上必要であると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）の規定により相続財産の管理人の選任の申立てを行うことができる。

2 市長は、前項の相続財産の管理人の選任の申立てをしようとするときは、あらかじめ米沢市家屋等安全管理審議会の意見を聴かななければならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、実態調査又は立入調査により家屋等が危険な状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、当該家屋等が危険な状態にないものとするために必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の助言又は指導を受けた所有者等がその助言又は指導に係る措置を講じないことその他の理由により家屋等の危険な状態の程度が進んだと認めるときは、当該家屋等の所有者等に対し、期限を付して当該家屋等が危険な状態にないものとするために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(標識の掲示)

第10条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、期限までに当該勧告の内容に係る措置を講じていないと認めるときは、家屋等の敷地であつて、かつ、公衆の見やすい位置に職員を立ち入らせ、及びその位置に次に掲げる事項を記載し

た標識を掲示することができる。

- (1) 家屋等の所有者等の氏名、住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）及び連絡先
- (2) 家屋等の所在地
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識の掲示をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（安全代行措置）

第11条 市長は、第8条の規定による助言若しくは指導若しくは第9条の規定による勧告を行った場合又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項の規定による助言若しくは指導若しくは同条第2項の規定による勧告を行った場合において、所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったとき（市長がやむを得ないと認めたときに限る。）は、あらかじめ書面により次に掲げる事項について所有者等の同意を得た上で、当該措置を講ずることができる。

- (1) 当該措置の実施概要
- (2) 当該措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

（審議会の設置）

第12条 市長は、この条例の適正な運用を図るため、米沢市家屋等安全管理審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第2項に規定する意見を述べること。
- (2) 市長が特に必要と認める事項に関すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 本市の職員

(3) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係行政機関等との連携)

第13条 市長は、この条例の目的を達成するため、本市の区域を管轄する警察、消防、その他の関係行政機関等との連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。